

■ 地場産品基準

下記の 1 から 7（平成31年 4 月 1 日付け総務省告示第179号第 5 条各号）のいずれかに該当するものであること。ただし、下記の要件に適合しても、ふるさと納税ポータルサイト事業者の掲載基準に合致しない場合など、市が適当でないと認めた場合は、選定されないことがあります。また、総務省が定める基準が変更となった場合には、掲載を取りやめることがあります。

- 1 武蔵野市内において生産されたもの。
- 2 武蔵野市内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの。
- 3 武蔵野市内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、東京都内において生産されたものを原材料とするものに限る。
- 4 武蔵野市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）。
- 5 武蔵野市の広報の目的で生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市の独自の返礼品であることが明白なもの。
- 6 1 から 5 のいずれかに該当する返礼品と当該返礼品との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上を占めるもの。
- 7 武蔵野市内で提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、その役務の主要な部分が本市に相当程度関連性があるもの。
- 8 武蔵野市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。